

6 中条ふるさとづくり協定

(目的)

第1条 この協定は、中条地区から見る田園地帯と、南アルプス連山を背景とした美しい伊那谷の景観(景観の構成要素とは風景・静けさ・闇などを指します)を保全するとともに、集落を中心とした農村景観と祖先から受け継いだ経ヶ岳山麓一帯の里山と水源地の美林を守り、伝えることを目的とします。

(名称)

第2条 この協定の名称は、「中条ふるさとづくり協定」とします。

(区域)

第3条 この協定の対象区域(以下「協定区域」といいます)は、別紙「中条ふるさとづくり協定区域図」に示すとおりとします。

(協定の締結)

第4条 この協定は、協定区域内の土地所有者および建物所有者ならびに賃借人等(以下「土地所有者等」といいます)の3分の2以上の合意により締結します。(以下協定を締結した者を「協定者」といいます)

(協定事項)

第5条 この協定の目的を達成するため、別紙のとおり協定事項を定め、相互に連帯協力していきます。

(協定の運営)

第6条 この協定を運営するために「中条ふるさとづくり協定推進委員会」(以下「推進委員会」といいます)を設置します。
2 推進委員会は、協定者をもって組織します。

(推進委員会)

第7条 推進委員会には、次の役員を置きます。

会長 1名
副会長 2名
事務局長 1名
会計 1名
監事 2名

- 2 会長は推進委員会を代表統括し、副会長は会長を補佐し会長に事故ある時は、その職務を代理します。
- 3 監事は推進委員会の会計を監査します。
- 4 役員の任期は1年とし、再選は妨げません。

(総会)

第8条 総会は、推進委員会会長が招集します。

- 2 総会は、協定者の過半数の出席をもって成立し、議案は出席者の過半数をもって可決されます。
- 3 総会は、「役員の選任」、「推進委員会の上程事項」等を審議します。

(協定への参加)

第9条 この協定に賛同する土地所有者等は、推進委員会に対してその意志を表示することにより、協定に参加することができます。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から10年間とし、期間満了前に協定者の過半数に廃止の意志がないときは、さらに10年間延長します。

(年度)

第11条 この推進委員会の年度は、毎年1月1日から同年12月31日までとします。

(協定の改廃)

第12条 この協定を改廃する場合には、協定者の3分の2以上の合意をもってその旨を定め、長野県知事に届け出ます。

付則

1. この協定は、平成11年10月19日より遵守していきます。

協定事項

1. 建築物等

- 1.1 大型建物は造らない
- 1.2 建築物の建ぺい率は60%以下とする
- 1.3 建築物の高さは13m以下とする
- 1.4 形状、色彩は周囲と調和するようにする
- 1.5 建築物にはネオンサインを取り付けない
- 1.6 建築物はライトアップしない

2. 屋外広告物

- 2.1 協定者の自己営業用以外の屋外広告物の設置はしない
- 2.2 自己営業用広告物を設置する場合は以下のとおりとする
 - 1) 目安として高さは地盤より2m以内
 - 2) 表示面積は2㎡以下
 - 3) 1敷地内に1個とする
 - 4) 形状は方形を基本とする
 - 5) 道路境界線より2m以内には設置しない
 - 6) 広告物の素材はできるだけ、木材等自然素材を用いる
 - 7) 広告物の色彩は原色を避け、周囲の景観と調和のとれた色とする
 - 8) ネオンサイン等、点滅する広告物は設置しない

3. 自動販売機

- 3.1 自動販売機は、原則として設置しないこととし、設置のために敷地を貸したり、売ったりしないように努める

4. 交通

- 4.1 協定区域の静けさを終日保全するために、以下のことを関係機関に働きかける
 - 1) 暴走行為の禁止

5. ゴミ

- 5.1 河川や道路に空き缶・空きビン・ゴミ等を捨てないように啓発活動に努める
 - 1) 協定区域内のゴミ拾いを年1回行う

6. 環境全般

- 6.1 協定区域内において、景観を阻害する恐れのある施設等の建設については、事前に協定者による十分な調査・研究をする
- 6.2 屋外の廃車、資材置き場等の景観を妨げるものは設けない
- 6.3 協定区域内の水源地の美林を保全するために森林の手入れをする

7. その他

- 7.1 サーチライト、レーザー等の設置はしない
- 7.2 賃貸、売買が発生する土地においては、土地継承者に協定内容の遵守を要請する
- 7.3 協定事項に記載されていない問題が発生した場合、または協定内容に修正の必要が発生した場合には、適宜推進委員会において検討する

以上